

【国土交通省補助事業】

令和2年度 改正建築物省エネ法講習（小・中規模建築物設計者用）

主催：（一社）和歌山県建築士事務所協会
共催：（一社）日本建築士事務所協会連合会

令和元年5月17日に改正建築物省エネ法が公布されました。これにより、300m²未満の小規模建築物においては、建築士から建築主への省エネ性能に関する説明が義務付けられ、省エネ基準への適合義務制度の対象が、現行の2,000m²以上から300m²以上の中規模建築物まで拡大されます。

本講習では、令和3年4月の施行に向けて主に300m²前後の小・中規模非住宅建築物の設計者を対象とした改正建築物省エネ法の概要および省エネ性能に係る計算方法のポイント等を解説していますので、ぜひご受講ください。

なお、（一社）和歌山県建築士事務所協会の独自企画として「LIXIL 省エネ住宅シミュレーション」講習も併せて実施します。（補助対象外）

1 日 時：令和2年12月15日（火）12:45～17:40（受付12:00～）

2 場 所：和歌山県民文化会館 5階 大会議室
(和歌山市小松原通り1-1 TEL 073-436-1331)

3 講習形態：映像講習、LIXILは対面講習

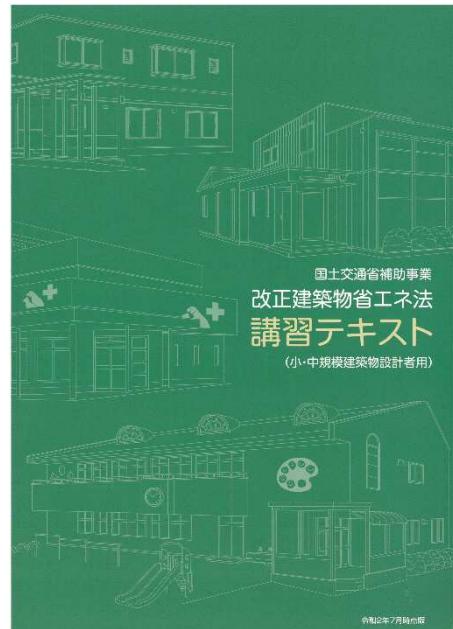
4 講習費・テキスト代：無料

5 定 員：40名

6 申込締切日：12月11日（金）
(定員に達し次第締切)

7 申込：裏面申込用紙に必要事項を記入の上、
FAX又はメールでお申し込みください。

8 その他：建築CPD 対象外



ページ数 153P

問合せ先：一般社団法人 和歌山県建築士事務所協会

〒640-8045 和歌山市卜半町38番地 建築士会館3階

TEL：073-432-6539 FAX：073-432-6559

E-mail：info@w-aaf.or.jp URL：<https://www.w-aaf.or.jp>

○時間割 受付 12:00～

時 間	内 容
一部 (D V D講習) 12:45～13:50 (65分)	◇「建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律」の概要 ◇建築物省エネ法に係る規制措置 ◇建築確認・省エネ適合性判定等に係る手続き①
	休憩
二部 (D V D講習) 14:00～14:55 (55分)	◇建築確認・省エネ適合性判定等に係る手続き② ◇エネルギー消費性能等に計算方法
	休憩
三部 (D V D講習) 15:10～16:23 (73分)	◇非住宅用途に係る簡易計算法の解説 ・モデル建物法 ・小規模版モデル建物法
	休憩
実務講習 (対面講習) 16:40～17:40 (60分)	◇「LIXIL 省エネ住宅シミュレーション」

◎ 改正建築物省エネ法講習（小・中規模建築物設計者用）申込書

(一社) 和歌山県建築士事務所協会 行き

FAX: 073-432-6559 E-mail: info@w-aaf.or.jp

講習日	令和2年12月15日 (火)	
講習会場	和歌山県民文化会館 5階 大会議室	
事務所名・会社名		
申込者名		
電話		
FAX		
メール		
受付後、この用紙をFAXまたはメールで返信します。 当日、この用紙をお持ちください。 申込用紙は、協会HPからダウンロードできます。 URL: https://www.w-aaf.or.jp	受付	